

綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難な障害者（以下「障害者」という。）が移動のため、タクシー又は自動車（原動機付自転車を含む。）を利用する場合において、タクシー運賃又は自動車燃料費を助成することにより、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を進め、障害福祉の増進を図るものとする。

(対象者)

第2条 綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成事業（以下「助成事業」という。）の対象者は、毎年4月1日前から引き続き申請日まで市内に住所を有する者（施設入所者は除く。）かつ、毎年4月1日前から引き続き次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳を交付された者で、その身体障害者等級表による級別欄が1級、2級若しくは3級の下肢（3級については、2種のものを除く。）、体幹若しくは視覚に係る障害者又は1級、2級の内部障害者
- (2) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳Aを交付された者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級（2級については、タクシー運賃助成に限る。）を所持している者

2 前項の場合において、自動車燃料費助成事業を利用しようとする者は、障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について（平成9年3月27日付障第125号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の対象となる自動車がない限りではない。

(資格の消滅)

第3条 助成資格は、前条に定める対象者が次の各号のいずれかに該当した日をもって消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 施設入所したとき。
- (4) その他市長が必要でないと認めたとき。

(申請)

第4条 助成事業を利用しようとする者は、タクシー運賃・自動車燃料費助成利用者証及び助成券交付申請書兼受領書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 前項の場合において、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に利用できるものは、綾瀬市タクシー運賃助成事業又は綾瀬市自動車燃料費助成事業のいずれかとする。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条第1項による規定の申請があったときは、その適否を審査し、タクシー運賃助成の決定をした者には綾瀬市タクシー運賃助成利用者証（第2号様式）を、自動車燃料費助成の決定をした者には綾瀬市自動車燃料費助成利用者証（第2号様式の2）（以下これらを「利用者証」という。）を交付し、交付しない者に対しては、タクシー運賃及び自動車燃料費助成不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(助成券の交付)

第6条 市長は、利用者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、年額24,000円の助成券（第4号様式）を交付する。

2 市長は、前項に規定する助成券は再交付をしない。

(利用者証等の有効期限)

第7条 利用者証及び助成券の有効期限は、交付した日の属する年度終了日までとする。

(利用方法)

第8条 利用方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者証を必ず携帯し、タクシー運転手（以下「運転手」という。）又は自動車燃料販売店従業員（以下「従業員」という。）の求めに応じて提示しなければならない。

(2) 降車の際又は給油の際に、助成券を運転手又は従業員に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第9条 タクシー会社及び自動車燃料販売店は、毎月前月分の受取済助成券を取りまとめ、市長の定める方法により助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(運賃等の立替え)

第10条 利用者は、やむを得ない事情によりタクシー運賃又は自動車燃料費を立て替えた場合には、タクシー会社又は自動車燃料販売店が発行する領収書に助成券を添付し、市長に請求するものとする。

2 前項の支払いについては、前条第2項を準用する。

(届出の義務)

第11条 利用者証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、タクシー運賃及び自動車燃料費助成利用者資格喪失変更等届出書（第5号様式）により届け出なければならない。

- (1) 第3条の資格の消滅事由が生じたとき。
- (2) 住所、氏名等を変更したとき。
- (3) 利用者証及び助成券を紛失したとき。
- (4) その他利用決定時の内容に変更が生じたとき。

(利用者証及び助成券の返還)

第12条 前条第1号により届出をした場合は、利用者証及び助成券の残余を市長に返還しなければならない。

2 利用者証及び助成券の有効期限が過ぎたときは、利用者証及び助成券の残余を市長に返還しなければならない。

(助成券の使用上の制限)

第13条 利用者は、助成券の使用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不正に助成券を使用すること。
- (2) 助成券を第三者に譲渡すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この事業の趣旨に反して助成券を使用すること。

(交付台帳)

第14条 市長は、助成券の交付状況を明らかにするため、綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成券交付台帳（第6号様式）を備えなければならない。

(事業への依頼)

第15条 本事業の実施については、この事業を理解する個人及び法人のタクシー並びに自動車燃料販売店と事業への協力関係について、協定を締結するものとする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、利用者等が詐欺その他の不正の行為により助成を受けたときは、そ

の者から当該助成金を返還させるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか助成事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(綾瀬市福祉タクシー事業実施要綱の廃止)

2 綾瀬市福祉タクシー事業実施要綱（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

(綾瀬市自動車燃料費助成事業実施要綱の廃止)

3 綾瀬市自動車燃料費助成事業実施要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に第 5 条の決定をした助成については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

タクシー運賃・自動車燃料費助成利用者証及び助成券交付申請書兼受領書			
			年 月 日
(宛先) 綾 瀬 市 長			
申請者 住所			
氏名			
電話			
障害者との続柄 本人 父 母 子 ()			
氏名(代理人)			
綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。			
交付区分	☐ タクシー運賃 ☐ 自動車燃料費		
フリガナ			年 月 日生
氏 名			
住 所			
障 害 状 況	区 分		手帳番号等
	身 体		
	知 的		
	精 神		

※以下は記入しないでください。

決 定	☐ 交付する ☐ 交付しない	利用者証番号 第 号 助成券 24,000 円分 理由 ()
-----	--	------------------------------------

受領書

上記交付区分による助成利用者証及び助成券 NO について受領いたしました。

受領者の氏名

第 2 号様式（第 5 条関係）

表

第 号	
年 月 日	交付
綾瀬市タクシー運賃助成	
利 用 者 証	
有効	
期限 年 3 月 3 1 日	

住所	綾瀬市
氏名	
生年 月 日	

裏

表記の者は、綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成事業実施要綱によりタクシー運賃の一部を市が助成する者であることを証明する。

綾瀬市長

印

第 2 号様式の 2（第 5 条関係）

表

第 号	
年 月 日交付	
綾瀬市自動車燃料費助成	
利 用 者 証	
有効	
期限 年 3 月 3 1 日	

住所	綾瀬市
氏名	
生年 月 日	

裏

表記の者は、綾瀬市タクシー運賃及び自動車燃料費助成事業実施要綱により自動車燃料費の一部を市が助成する者であることを証明する。

綾瀬市長

印

第3号様式（第5条関係）

タクシー運賃及び自動車燃料費助成不交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付で申請のありましたタクシー運賃・自動車燃料費助成利用者
証及び助成券については、次の理由により交付しないことにしましたので通知します。

理由

第4号様式（第6条関係）

（その1）

綾瀬市タクシー運賃助成利用の場合

NO	
年度（利用日 ・ ・ ）	
綾瀬市タクシー運賃助成券	
¥	綾瀬市長 印
・ 運賃額について 円助成します。	
・ 市長が認めた方以外はこの助成券を使用できません。	
年3月31日まで有効	
（市請求用）	

（その2）

綾瀬市自動車燃料費助成の場合

NO	
年度（利用日 ・ ・ ）	
綾瀬市自動車燃料費助成券	
¥	綾瀬市長 印
・ 燃料費を 円助成します。	
・ この券で利用できるのは、自動車の燃料費のみです。	
・ 市長が認めた方以外はこの助成券を使用できません。	
年3月31日まで有効	
（市請求用）	

第5号様式（第11条関係）

タクシー運賃及び自動車燃料費助成利用者資格喪失変更等届出書			
年 月 日			
（宛先）綾 瀬 市 長			
届出者 住 所			
氏 名			
電 話 （ ）			
交 付 区 分		☐ タクシー運賃 ☐ 自動車燃料費	
氏 名		利用者証 番 号	第 号
届 出 内 容	変更（喪失）年月日		年 月 日
	☐ 氏 名	新 氏 名	
		旧 氏 名	
	☐ 転出・転居	新 住 所	
		旧 住 所	
	☐ 施 設 入 所	入所施設名	
		所 在 地	
	☐ 死 亡		
	☐ 利 用 者 証 を紛失・破損した		
	☐ 助 成 券		
☐ そ の 他			

※以下は記入しないでください。

☐ 利 用 者 証	☐ 回収 ☐ 未回収
☐ 助 成 券	☐ 回収 ☐ 未回収

第6号様式（第14条関係）

タクシー運賃及び自動車燃料費助成券交付台帳

交付区分	☐ タクシー運賃 ☐ 自動車燃料費		
フリガナ			年 月 日生
氏 名			
住 所	綾瀬市		
障 害 状 況	区 分		手帳番号等
	身 体	種 級	
	知 的	A1 A2	
	精 神	1 級 2 級	
交 付 年 月 日		利用者証番号	助 成 券
年 月 日		第 号	円券 枚 円券 枚